

〇三豊市空家等の適正な管理に関する条例

平成29年3月24日

条例第2号

改正 平成31年3月29日条例第5号

令和2年12月23日条例第37号

令和5年12月25日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、市、空家等の所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、適切な管理が行われていない空家等の措置について必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産を保護し、並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「市民等」とは、市の区域内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者及び事業活動を行う者をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、法第5条の規定により、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるとともに、空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第4条第1項の規定により、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、特定空家等の増加防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 特定空家等であると疑われる空家等を発見した市民等は、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 市は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項の規定により、三豊市空家等対策計画を定めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第7条 市は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第8条 市は、法第15条の規定により、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講じるものとする。

(特定空家等の認定基準)

第9条 市長は、法第2条第2項の特定空家等と認めるに当たっての基準(以下「認定基準」という。)を定めるものとする。

2 市長は、認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条の規定により特定空家等に対する措置を講じるときは、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

2 法第22条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講じることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、当該措置に係る特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関への協力要請)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、特定空家等の所在地及び物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

(協議会)

第13条 法第8条第1項の規定により、三豊市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 第6条に規定する空家等対策計画の策定及び変更に関すること。

(2) 法第22条に規定する措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、空家等対策に関し必要な事項

3 協議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、法第8条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再委嘱されることができる。

7 会長は、市長をもって充てる。

- 8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 9 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 10 協議会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第37号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。